

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について … 2

令和7年4月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社麻生リース（法人番号：1020002093840） 代表者 高橋 保夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市麻生区王禅寺東6-13-24 (東京営業所) 東京都町田市三輪町735-2 長谷野ハイツ105号室
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	令和6年6月10日、令和6年6月11日及び令和6年6月17日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)業務の記録の不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年4月30日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年4月30日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュー恒容交通株式会社（法人番号：9040001046468） 代表者 錢子畏
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区中央1-11-17 (本社営業所) 千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-353
(4) 行政処分等の内容	輸送の安全確保命令
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年4月30日、指摘事項確認監査を実施。9件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(5)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 33点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)